

北秋田市公会計システム構築業務 公募型プロポーザル審査要領

北秋田市財政課財政係

北秋田市公会計システム構築業務 公募型プロポーザル審査要領

1. 目的

この要領は、北秋田市公会計システム構築業務の受託候補者を選定するため、企画提案者の審査方法を定めることを目的とする。

2. 構成

審査は次の各号をすべて満たす者を対象に行う。

- ① 北秋田市公会計システム構築業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に規定するプロポーザル参加資格に該当する者
- ② 実施要領に規定する期限内に必要なすべての書類を提出した者
- ③ 実施要領に基づき適正に書類を作成した者

3. 審査方法

審査方法は次のとおりに行う。

- ① 審査は当市職員及び学識経験者等で構成される審査委員会により行う。
- ② 審査にあたっては、見積書及び企画提案書の内容について、審査委員が評価した点数の合計により審査する。
- ③ 「4. 評価の方法」に基づき評価された点数の合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定し、2番目に得点が高かったものを次点者として選定する。同点となった場合は、「4. 評価の方法 ②企画提案書による評価」が高い者を受託候補者として選定する。
- ④ 受託候補者が辞退した場合又は受託候補者がその資格を喪失した場合は、次点者を受託候補者として選定する。

4. 評価の方法

評価方法は次のとおりに行う。

- ① 見積書による評価

企画提案書評価表の見積価格評価点の計算式により点数化する。

見積書は「システム導入経費」と「次年度以降見積」の2種となり、それぞれ20点・10点を満点とする。

なお、「システム導入経費」の見積書の額面が、2,200,000円（税込）を超える場合は失格とする。

② 企画提案書による評価

別紙「企画提案書評価表」を基準として、「企画提案評価点」を与える。

5. 最低基準点

受託候補者への業務委託が、効果的なものとなるか否かの判断のため、最低基準点を設ける。

- ① 最低基準点は、審査委員による全員の合計点の6割とする。
- ② 最低基準点を下回る企画提案者については、受託候補者とししない。
- ③ 企画提案者が1者のみの場合でも審査は実施する。

北秋田市公会計システム構築業務 企画提案書評価表

企画提案者名	審査委員名

項目	内 容	係数	評価点	得 点
1	公会計システム導入			
(1)	システムは操作しやすい内容になっているか。	2	1・2・3・4・5	／10
(2)	他システム（財務会計及び公有財産台帳）とのデータ連携は円滑に行えるか。	2	1・2・3・4・5	／10
(3)	地方公会計における専門的知識が豊富で、導入後の支援体制は万全か。	4	1・2・3・4・5	／20
2	実施主体の適格性			
(1)	これまでの導入実績は十分か。	2	1・2・3・4・5	／10
(2)	財務・経営状況から履行能力はどうか。	2	1・2・3・4・5	／10
3	プレゼンテーション評価			
(1)	分かりやすく工夫して説明していたか	2	1・2・3・4・5	／10
4	見積書			
(1)	見積価格（システム導入経費）	－	－	／20
(2)	見積価格（次年度以降保守経費）	－	－	／10

【評価点基準】

評価点	判断基準
1 点	指定した記述項目が網羅されていないか、網羅されていても創意工夫がみられない。
2 点	内容に不足している点がある。
3 点	平均的な内容である。
4 点	提案内容が優れている。
5 点	提案内容に創意工夫があり、非常に優れている。

【見積価格評価基準】

見積価格の評価は、以下のとおりとする。なお、最低価格提示者は、1～4の区分に関わらず、評価表項目3（1）は20点、（2）は10点とする。

【見積価格評価点】

以下のとおり算定した点数とする。

＜計算式＞

見積価格評価点（20満点）＝（最低見積価格/見積価格）×20

＜例＞

A社：2,200,000円（1,800,000/2,200,000）×20＝16.36

B社：2,000,000円（1,800,000/2,000,000）×20＝18.00

C社：1,800,000円（1,800,000/1,800,000）×20＝20.00

最低見積価格は、1,800,000円

※有効数字：小数点以下2桁までを有効とし、小数点以下3桁は切り捨てる。

※下線部：評価表項目4（1）は20点、（2）は10点として計算する。